

# EV SSL と 日本

JNSA PKI-DAY 2012  
2012年12月13日

クロストラスト株式会社 代表取締役 秋山卓司



# SSLの2つの機能

- 「第三者による**実在証明**」
- 「通信経路の暗号化」



# 認証レベルの違い

レベル	第三者認証	実在審査	グリーンバー
EV	Y	国際標準	Y
OV	Y	各CA基準	N
DV	Y	N	N
自己署名	N	N	N

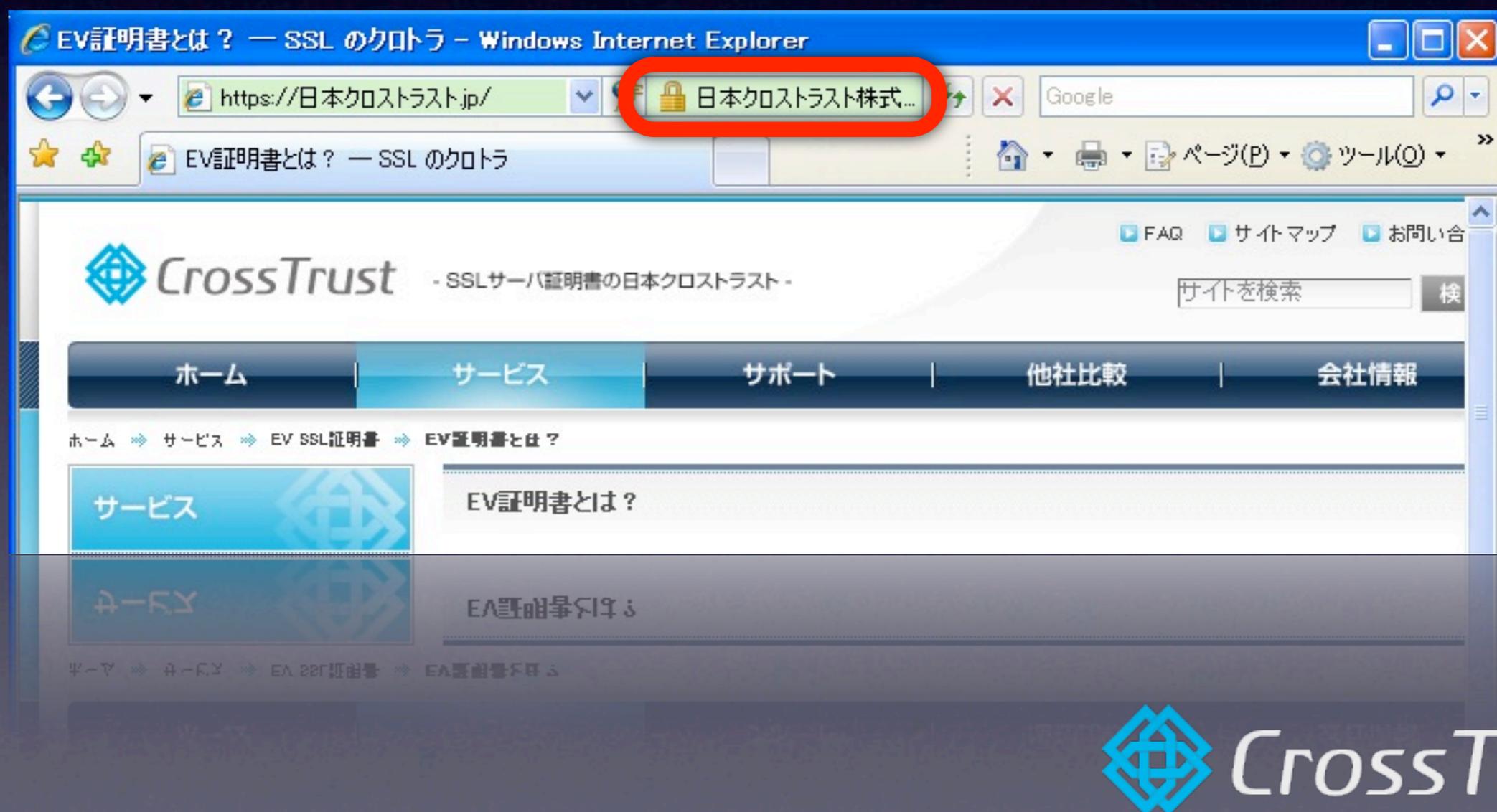
# EV SSL

- 世界的に標準化された審査プロセス
- 審査発行に関して外部監査が必須
- 最新版の主要なブラウザ（IE, Firefox, Opera, Safari, Google Chrome等）に採用
- アドレスバーが緑に表示される



# EV SSL

Internet Explorer 7 での表示例：



# 法人が対象

- EV SSLガイドラインにおいては、原則として法的実在（法人）が証明書の発行対象とされている
- 法人の定義は国によって違う
- ネット上のBtoC取引において、どこまで厳格に定義することが適当か？

# EVにおける組織名

- EV SSLでは、証明書のフィールド：  
Subject:organizationName (OID 2.5.4.10)  
に、「**完全な法的組織名**」  
を記載することが必須になった...  
→これが日本にとっては大問題！

# JCAFの発足

- EV SSLにおける日本国内法人の取扱についての修正案を取りまとめる必要性から日本電子認証協議会（JCAF）が発足
- Windows Vista発売: 2007年1月30日

# 英文社名の問題

- 日本語が読めないユーザーに、日本語で記載された法人名を表示？→じゃあ英文？
- 政府が運用する、英文表記を含むデータベースが金融庁のEDINET（証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）しかない
- ...ってことは、上場企業のみ？

# じゃあローマ字で！

- そもそも登記簿には 読み仮名はない
- 「Toukyoukaijyouunidouanshinseimeihoken  
kabusikikaisha」 って証明書に入る？
- 内閣告示第1号 (S29) ISO 3602:1989

# ああ...ISO 3602:1989

- 昭和十二年九月二十一日内閣訓令第三号
- 昭和二十九年十二月九日内閣告示第一号



The screenshot shows the official website of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT). The page title is 'ローマ字のつづり方' (Romanization of Japanese). The breadcrumb trail is 'トップ > 政策について > 告示・通達 > 告示・通達 (ら行) > ローマ字のつづり方'. The main heading is 'ローマ字のつづり方' with the subtitle '内閣告示第一号'. The introductory text reads: '国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方を次のように定める。' (The following rules apply to the Romanization of Japanese used when writing in Japanese.)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/k19541209001/k19541209001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19541209001/k19541209001.html)

※ただしやっと最近になってISOにヘボン式を追加する動きがあるとのこと...

# へボン式 vs 訓令式

- 例えばへボン式なら「富士通」は：

”FUJITSU”

- しかしこれが訓令式だと：

”HUZITU”

# という紆余曲折を経て...

## EV Guideline VI.2 Appendix F-1 (Japan)

### Romanization

*(A) The Hepburn method of Romanization is acceptable*

*(B) QIIS or a Verified Legal Opinion or a Verified Accountant Letter*

### English Name

*(C) Financial Services Agency*

*(D) The Articles of Incorporation*

# 許容された表記方法

- 日本語社名を記載 (Japanese)  
→ クロストラスト株式会社
- ローマ字で社名を記載 (Romanization)  
→ Kurosutorasuto Kabusikigaisha
- 英文社名を記載 (English)  
→ CrossTrust, Inc.



# 案1: 会社法の改正

## 経済産業省アイデアボックス (OpenMETI)

への投稿 (05.社会制度総論、@00489)



## 法人登記事項に読み仮名と英文社名を追加する

現在の登記制度では、社名の読み仮名が登録されていません。例えば「日本」が「にほん」なのか「にっぽん」なのかについて公的に確認できる手段が存在しません。英文社名については、上場企業についてのみ金融庁管轄のデータベース (EDINET) で確認することができる状況です。

今後、中小企業においてもインターネット経由での海外取引が拡大することを考えると、法人の一意性を確認する手段として公的情報を参照しても社名の発音がわからない、あるいは、アルファベットによる表記を確認できないという現在の状況は改善されるべきであると考えます。(英文社名については、希望する法人だけが登録する選択制としても良いかと思えます)

# 案2: 英文社名DB

## CA/Browser Forum への提案 (2010-05-12)

### 非ラテン文字地域における 英文組織名データベースの提案

CA/Browser Forum

Japanese database of Latin-character versions of corporate names

日本においては、登記上の社名が非ラテン文字(漢字)で表記されているため、EVガイドラインの Appendix Fに記載されているガイドラインに沿って証明書に記載される英文組織名が審査される必要がある。また、国ごとの方法としてQIISもしくは弁護士の見解書によって確認されたローマ字名の使用や、あるいは、金融庁のデータベース、定款の参照など、日本における制度・習慣を反映した複数の手段が容認されている。

しかしながら、これらの方法によって対応可能な日本国内の組織はごく限られており、EV証明書の普及を阻害する最も大きな要件の一つとなっている。

※詳細は別資料→



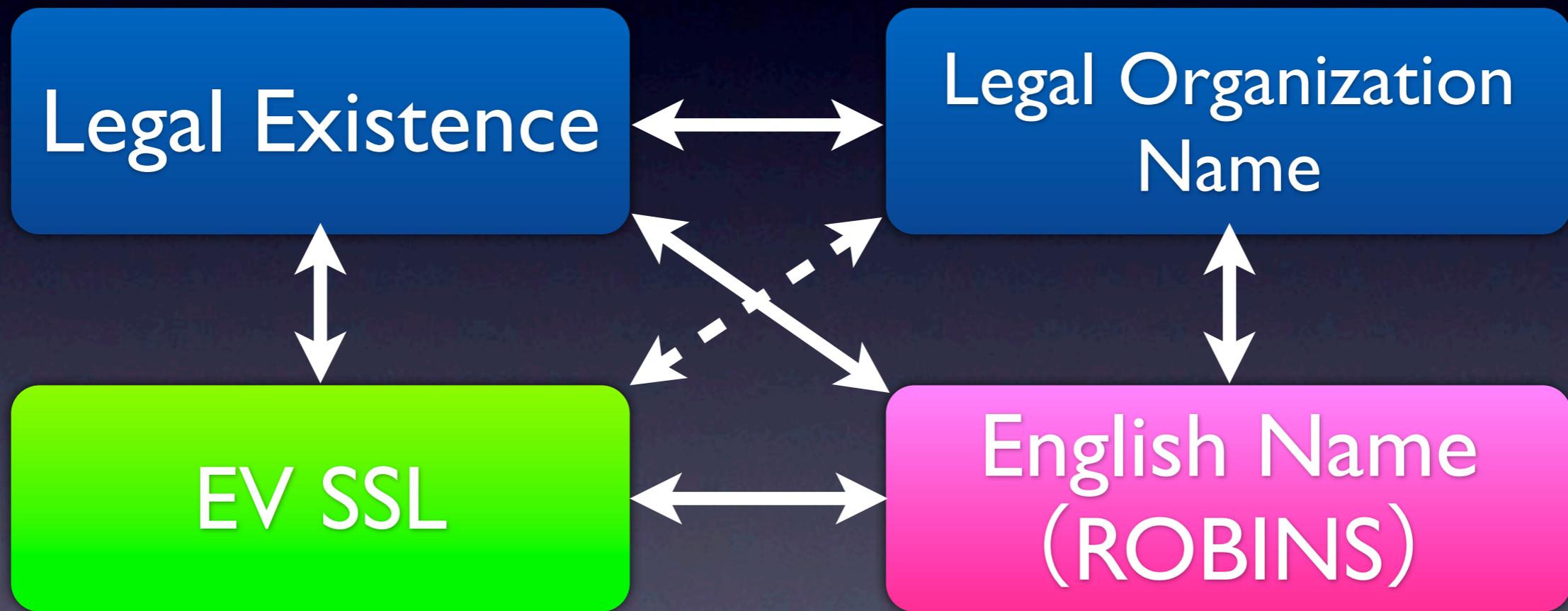
# 企業情報基盤の要件

- 中立的機関により運用されていること
- 定期的に、信頼できる第三者によって確認された情報が掲載されていること
- 広く公開されており、一般消費者が掲載情報を直接参照できること

# 日本からの提案

- Appendix F-I に English Company Name Database の追加を提案する
- Whoisのように不特定多数から参照可能な、中立的に運用されたDB (ROBINS) によって法的実在と、証明書に記載される英文名称の結びつきを担保する

# English Name with DB



# Appendix F-I (Japan)

## I. Organization Names (E)

2010年11月22日  
CABForum可決

A Romanized, translated, or other recognized Roman-lettered substitute name confirmed in accordance with this Appendix F-I stored in the **ROBINS** database operated by JIPDEC MAY be relied upon by a CA for determining the allowed organization name during any issuance or renewal process of an EV Certificate without the need to re-perform the above procedures



# EV SSL + ROBINS

EV SSL



ROBINS

ネット上の存在（ウェブ）と法的実在（法人）の結びつきをPKIによって技術的に保証する

法人に関する各種企業情報を信頼できる第三者が確認した上でDBに登録しネットで公開する

# ROBINSへの期待

- 法人名の英文表記についてのトラストアンカーとして機能する
- 同一名称の法人について、第三者が確認済みの情報を比較・参照できる
- ネット上取引における信頼関係確立のハブとして機能する

# ROBINSの可能性

- 個人事業主等への対象の拡大
- 日本以外の地域における同様な問題の解決及び連携の可能性
- API公開による、各種アプリケーションからの利用

# でも本来の理想は...

## 経済産業省アイディアボックス (OpenMETI)

への投稿 (05.社会制度総論、@00489)



## 法人登記事項に読み仮名と英文社名を追加する

現在の登記制度では、社名の読み仮名が登録されていません。例えば「日本」が「にほん」なのか「にっぽん」なのかについて公的に確認できる手段が存在しません。英文社名については、上場企業についてのみ金融庁管轄のデータベース (EDINET)で確認することができる状況です。

今後、中小企業においてもインターネット経由での海外取引が拡大することを考えると、法人の一意性を確認する手段として公的情報を参照しても社名の発音がわからない、あるいは、アルファベットによる表記を確認できないという現在の状況は改善されるべきであると考えます。(英文社名については、希望する法人だけが登録する選択制としても良いかと思えます)

# 会社法人等番号

登記所番号(4桁) + 種類(2桁) + シリアル(6桁)

- 登記所が変わると番号が変わる
- 会社の移転や組織変更だけでなく、登記所の統廃合等でも変わってしまう
- 利用者側よりも管理者側の視点で付番

→平成24年5月21日から本店登記の移動については番号が引き継がれることになった

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00068.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00068.html)

# 番号の必要性

- 企業は国の枠を超えたところで、自らを証明する必要があるため、国際的な枠組が不可欠
- その一方で、法人は各国の法律によって規定されるので、必然的に法人番号もその国の法律制度に依存することになる
- 適切な法律制度がないと、企業はその存在をネット上で証明することができない時代に

# 官民連携の可能性

- 日本には商業登記に基づく電子認証制度がある
- 技術的には、証明書発行時に不可欠な、法的な実在の証明と、意思・権限の確認を一括して電子的に実現可能
- さらには、これまでのSSLでは見過ごされてきた、登記情報変更時の対応も可能になるはず